

## 資料(4) 理容店及び美容室に関するビジネスライセンス申請のためのガイドライン及び認可条件

### 申請必要書類

- 所定の申請フォーム
- 会社登記簿書類のコピー (Form 9 & 49 等)
- 申請者の身分証/パスポートのコピー

### ライセンスの条件

- 有効なビジネスライセンスを見やすい場所に常に掲示しなければならない。
- 施設内でエンターテイメント活動(生演奏カラオケ等)を行うことは、認められない。
- 理容店・美容室の就業者は18歳以上でなければならない。
- 理容師・美容師は、きちんとした清潔な仕事着を着用しなければならない。
- 理容師・美容師の接客行為は、適切でなければならない。
- 理容師・美容師は、年に1度は政府認定の医師の健康診断を受け、診断書をクアラルンプール市役所(Kuala Lumpur City Hall)に提出しなければならない。
- 施設の改装について、クアラルンプール市役所の建物課(Building Department)からの事前認可なしに、施設に壁や部屋を設けることは認められない。
- 施設での飲食や飲食物の販売は認められない。
- 施設へのペットの持ち込み、または施設内でペットを飼うことは認められない。
- 施設のドアまたは壁はガラス張りとし、建物の中からも外からもはっきり見えるようにしなければならない。ガラスに張り付ける写真やポスターは、ガラス全体を覆うものであってはならない。
- 施設は理容店または美容室の目的のみに使用されなければならない。施設を売春、ギャンブル、薬物使用等の他の目的で悪用してはならない。事業主の責任において、このような行為が行われないようにしなければならない。
- クアラルンプール市長または市長により権限を与えられた担当官は、査察のために支障なく随時施設に立ち入ることができる。

- 認可を受けた事業所では、ライセンスに記載されている事業内容以外の事業を行うことはできない。
- 事業を行う場所は事業所内のみで、歩道や空き地等事業所周辺で事業を行うことはできない。
- 環境を害することを行ってはならない。
- 十分な数のクアラルンプール市役所で認められたごみ箱を配置し、ビニール袋を使用しなければならない。
- マレーシア国民の感情を害するような物品を販売してはならない。

### ライセンス料(年間)

- ヘアカット用の椅子が3つ以下  
- RM 24
- ヘアカット用の椅子が4つ以上8つ以下  
- RM 100
- ヘアカット用の椅子が9つ以上15以下  
- RM200
- ヘアカット用の椅子が16以上20以下  
- RM300
- ヘアカット用の椅子が21以上  
- RM 500